

令和4年第1回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和4年3月4日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 斎 藤 信 一  | 2 番 渡 邊 啓 子  | 3 番 菊 地 厚 徳  |
| 4 番 本 多 保 夫  | 5 番 松 本 昇    | 6 番 佐 原 佐百合  |
| 7 番 鈴 木 康 広  | 8 番 武 田 悦 子  | 9 番 佐 原 吉太郎  |
| 10 番 須 藤 軍 蔵 | 11 番 押 山 義 則 | 12 番 菊 地 利 勝 |

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

|                                  |                                   |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 村 長 押 山 利 一                      | 副 村 長 武 田 正 男                     |
| 教 育 長 佐 藤 吉 郎                    | 産業建設部長<br>兼農業委員会<br>事務局 長 菅 野 昭 裕 |
| 教 育 部 長<br>兼生涯学習課長 作 田 純 一       | 政策推進課長 鈴 木 真 一                    |
| 税 務 課 長 菊 地 健                    | 住民生活課長 安 田 春 好                    |
| 健康福祉課長 後 藤 隆                     | 環境保全課長 伊 藤 寿 夫                    |
| 産 業 課 長 渡 辺 雅 彦                  | 建 設 課 長 杉 原 仁                     |
| 会 計 管 理 者 長<br>兼 出 納 室 長 中 沢 みち子 | 教育総務課長 橋 本 哲 夫                    |

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・採決

議案第 1 号 令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求める  
ことについて（12月専決①）

議案第 2 号 令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求める  
ことについて（12月専決②）

議案第 3 号 令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求める  
ことについて（1月専決）

議案第 4 号 大玉村村営住宅等管理基金条例の制定について

議案第 5 号 大玉村農業サポートセンター設置条例の制定について

議案第 6 号 大玉村部設置条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、藤田良男、渡辺一樹

#### 一般質問者目次

1. 3 番 菊 地 厚 徳 P. 119～

## 会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

ご苦労さまでございます。会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますのでご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、総務部長、押山正弘君から通院のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

3番菊地厚德君より通告がありました「地方自治は民主主義の学校である」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菊地厚德） 菊地厚德です。

議長より許可が下りましたので、これから通告書に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、私いろいろ考えたところではなくて、前回に続きまして、今、問題になっていることは何なんだろうといつも新聞のほう、私あまりインターネットからの情報という形ではなくて、基本的には情報は新聞から取り上げて、それを検証しながらという形で情報源とさせていただいているんですが、ちょうど去年、議会が12月にありまして、その後だったんですけれども、今回のこのテーマですが、2021年12月10日に新聞紙上で、県から種苗法が廃止されたので、それに対して県のオリジナル品種の根拠となるような形で条例を制定するということでニュースが飛び込んでまいりました。

それについての、私もう既に質問は終わっておりましたけれども、ではその流れの中で、今まで私、農業ということで、自分も身近な仕事として携わっておりましたので、今回はそのことを振り返るということで質問をさせていただきました。

そして、もう一つテーマとして、今、教育の流れの中で、そちらのほうも私ある意味では、自分の中で大事にさせていただいているテーマの一つなんでございますけれども、今回はこの農業ということと、それから教育ということで、今日からでしょうか、パラリンピックが開催されているんですけれども、今まで皆さんオリンピック、スキーでご覧になったんですけれども、パラリンピックは、普通の競技でもスキーやら何やら雪を滑っていくということで道具を使うんですけれども、そういう意味で、今回はテーマとして、その道具、教育の分野においては道具となるタブレットである

とか、そういうことについて1つ質問させていただいて、それとパラリンピック・オリンピックということで、この間もいろいろ問題になりましたけれども、例えば、競技でフィギュアスケートがある、美しいということについてそれを判断するという基準があります。では美しいとは何なんだという、そういうことにもなるかもしれせんけれども、農業というのも、その形に見えないものが形になっていくという、そういう不思議な自然の世界であります。

そういう意味の捉え方として、確かに箱物としての噴水公園であるとか、それから、これからいろいろな施設を造って、それについて農業関係のことを進めていращやるということと、あと大きなところでは、来年度になりますか、公社ということで、農業公社のことについてもいろいろな部分でご説明はいただいておりますけれども、実際にそれが具体的にこの現場でどこまで可能であるかということで、地方自治が問われているのではないかとということで、私、今回はあまりにもちょっと大上段に構えたような言い方になりましたけれども、「地方自治は民主主義の学校である」、我々恐らく中学校、高校ではなかったと思うんですが、中学生のときに先生よりこういう言い方で話を伺った覚えがございます。「地方自治は民主主義の学校である」。

それでは、通告書のほうを見ながら質問させていただきたいと思います。

日本国憲法によって国民の権利が保障されている。地方自治は二元代表制によって首長と議員が直接選挙で選ばれているという。ここです。この直接選挙で選ばれる。有権者の意思が直接政治に反映する場であるということ、この場であるということが大事でありまして、実に地方自治にはその住民がいる。学校には生徒がいるという現場がございます。

国は直接現場に携わっておりません。この地方自治が現場を持っているということは、その現場の地方自治体が一番その現場を知って、その創意工夫を持って現場に対応する、その即応できるノウハウも持っていращやと思うんです。そういう意味で、権限というものがありますけれども、どこまで、例えば、今回いろいろ私も皆さんの発表、通告のご質問を伺いながら、農業についての問題も村や県で可能なこともありますけれども、大きな部分でどこまでできるかということで、その地方自治が問われていると思うんです。

我々、陳情という形で国には申し上げるしかないんですけれども、でもこのように県で条例を出す。村でも補助を出す。できることというのはたくさんあると思うんです。でも、そのことにおいて、結果、目的としてどこを目指すかということがとても大事になってくるのではないかとということで、こんな形の「地方自治は民主主義の学校である」など、何か私も言っていて少しむずがゆいところがあるんですけれども、ぜひとも一緒に、ご意見をいただきまして、これからの村の方向性ということで、またこれは前回にもつながりますけれども、再び新しくこの条例が入った、それから村の福祉連携、そういうことも含めてお答えいただければありがたいと存じます。

それでは、質問のほう進めさせていただきます。

この続きからちょっと、今あれだったんですけれども、地方自治は二元代表制とい

うことになっているんですけれども、今、我が国の農業というのは、食料の自給率が令和２年度で、カロリーベースでは前年度と同じで大体４６％、４０％ぐらいということなんですけれども、それが種ベースでいきますと、種は外国から大体９０％輸入ということで、それをならすと大体８％であるというデータがあるというふうに、この「農業消滅」という鈴木さんの著書なんですけど、この学者さんがお書きになった中ではそういうふうに紹介されておりました。

この食と農を犠牲にした貿易の自由化は、日本の農業従事者を大変苦しめているのではないかと、そういう思いに至りました。食料の確保は、軍事、エネルギーと並ぶ安全保障の要であるという、確かに、今、軍事、本当に痛ましいことではありますけれども、致し方のない戦争というのはないとは思いますが。ないとは思いますが、原因のない戦争でどっちが悪い、こっちが悪いというのなかなかそれは当事者でないと分からないと思うんですが、ただ、食べるということについては、これはどなた様も異論はないと思います。安全保障です。食えなくなる。

例えば、今戦争があって、皆さんどのぐらい思っているか分からないですけども、私、港や埠頭で働いたことがございます。船が来ないなんていうのは簡単に止まってしまったり、天候によってもあります。そういう意味で、この貿易によって多くのものを輸入しているという、その日本の危うさというのを、軍事ではなくて食料という面でもっと我々は実感するべきではないかというのがとてもございます。

それは農家であったときから持っていた自分の、ある意味でできることをやろうという課題でもございました。そういうところでベースは本当に食料ということにございますので、ぜひとも公社のことも含めてですけども、同じことの繰り返しということではなくて、新たなところでまたお話いただければありがたいと存じます。

それでは１番目、質問させていただきます。

種子法の廃止により、在来種の種子をどのように守っていくかを質問させていただきました。これは随分前になりましたけれども、昨年、福島県では種苗を供給してきた全農県本部の園芸種苗センターが本年度で廃止されることなどを受けて、来年度以降も「福、笑い」などのオリジナル品種の種苗を安定的に供給するための法的根拠に基づく体制をつくるため、条例を制定することになったということで、これはニュースのことなんですけど、村というか、これちょっと書き方があれなんですけれども、この地域には県のオリジナル品種以外に奨励品種であるとか、在来品種であるということがあるんですけども、まず私も勉強不足のところがあるんですけども、村で、例えば、今この奨励品種以外のところで、今回この全農さんの県本部の園芸種苗センターがなくなったことで、これはなと思うようなところがございましたら、ぜひともお教えいただきたいと思いましたので、全然心配ないよということでしたら、またそういう形でお答えいただければ。まずそちらを伺ってから、お話を進めさせていただきますと思います。お願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） ３番議員さんにお答えをいたします。

主要農作物種子法は、平成３０年４月１日をもって廃止されましたが、それに際して福島県の考え方は、優良な種子の供給は農業振興上最も基本的で重要な事項であることから、引き続き品質の高い種子を安定して供給できるように取り組んでいくとしたところでございます。

これを受けて、福島県主要農作物種子生産取扱い基本要綱を定めまして、この目的においては、本県の農業振興上、普及すべき主要農作物の優良な品種を定め、それらの品種について品質の高い種子を安定的に供給することを目的として要綱を定めたところでございます。

これにおける福島県の主要農作物奨励品種につきましては、３月３日現在でうるち米、もち米、六条大麦、小麦、大豆の４種について、基幹品種、それから特定品種、こういったものを定めているところでございます。

それぞれの農家の作付の品種、それぞれには把握してございませんけれども、報道においては、これら米、アスパラ、桃、ナメコなどで４７オリジナル品種を県は開発してきたわけですが、一部の品種の種苗生産を担う農業系の園芸種苗センターが３月末で廃止になることもあり、条例を改めて定め、関係機関の役割を定めて、将来も安定的に種苗を届けられる体制をつくるという条例を制定するという報道がなされておりますので、これらにのっとり進められるものというふうに認識してございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝）　３番。

○３番（菊地厚德）　ありがとうございます。

要綱で定めて、それを根拠にして条例前に種子を守ってやっていくという資金的なところは手当てするということで、それは前にも伺っていたんですけれども、今４７品種あるところで、それプラス新品種のところで今回の条例は手当てしていくというお話だったんですけれども、あれでしょうか、例えば、我々慣れ親しんでいるコシヒカリとか、ああいう品種については、すみません、本当に不勉強なところできちんとあれだったんですけれども、ああいう品種についてはどのような考え方で、我々は一農家としていればよろしいのでしょうか。もしよろしければお願いいたします。

○議長（菊地利勝）　産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕）　３番議員さんにお答えをいたします。

先ほどお答えを申し上げました福島県の主要農作物奨励品種一覧の中に、コシヒカリは基幹品種として入っているものでありまして、これらによって生産取扱い基本要綱の中で品質の高い種子を安定的に供給されるというふうに認識をしてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝）　３番。

○３番（菊地厚德）　ありがとうございます。

安心しました。何か緊張して全部飛んでいるんですけれども。そうですね、コシヒカリという我々慣れ親しんではいますけれども、実は私の子どもの頃というところ、ササニシキとか農林２１号というものもあったんですけれども、食べるということにつ

いて、コシヒカリは本当に一般的にどの農家も作っていたので、うちもコシヒカリ、あちらもコシヒカリというところで、コシヒカリはみんな同じかと思って、子どものとき買い取ってくださって、値段も同じだったと、横並びだったんですけれども、でも例えば、二本松の親戚が作ったコシヒカリとか、うちに来てご飯を食べて、いや高屋敷の米はうまいとか、そういう話になって、何で同じなんだろうと子どもの頃思っただんですけれども、本当に農家さんの努力でおいしい米を作るということで、コシヒカリの貢献というのは大きかったと思います。

今回、オリジナル品種の「福、笑い」が出ましたけれども、うまい米というところが同じ種子でどうだうまいのと言ったところで、土地が違ったりとか、それから肥料の違いであるとか、とても役に立ったという農家さん結構いらっしゃって、お米を買い取って、農協さんではなくて別ルートで売って、ある程度の値段の張ったそういう有利な販売ルートを確保していらっしゃる方もいらっしゃったりということで、コシヒカリとてもそういう意味では貢献した品種だなというふうに感じております。ありがとうございます。

ということで今回、今、在来品種いろいろお話しいただきましたので、村の農業を守って継続していくために、では今、県のお話、その種子のこともそうなんですけれども、トータルにどうでしょうか、その農業公社のことも含めて、こういった具体的なことが一番要なんだとお考えになっているようなことございましたら、ぜひお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

今回の質問の種子、種苗という点から申し上げますと、村において何ができるのかというふうなところにおきましては、それぞれの作付において適切な種子、種苗による作付、それから種子の更新を適切に行っていくということが、呼びかけていくことが村にとって最も重要なことではないかというふうに考えております。

また、その栽培においては、より付加価値を高める栽培、あるいは販売方法等検討を進めていくということが肝要ではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚德） ありがとうございます。

更新を呼びかけていくということは、つまりきちんとした形で買い替えてという、そういうことでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 自家採取によるものが可能なもの、それから適切な種子の更新が必要なもの、それをきちんと、その施行を呼びかけていくという内容でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3 番（菊地厚德）　ありがとうございます。

オリジナル品種いろいろありますけれども、今、在来種とか、なかなか自分の持っている自種を持ってそれを更新して保っていらっしゃる方というのは、これからもなかなか難しい状況になってきます。登録しなくちゃいけないとか、いろいろな手続があって、大豆やなんかはとてもそういう自種がたくさんあるとも伺っております。

ありがとうございました。

それでは次、2 番目の質問をさせていただきます。

農畜林業の方向性について質問いたしました。これは前回12月のことなんですけれども、地域に働く場をつくって、生産したものを消費に結びつけて経済の循環ということで、農畜林業、村の基幹産業というふうに位置づけられております。

その地域に循環させるというのは、まさに地産地消なんですけれども、この村には直売所がございます。それと、たまちゃんということで、直売所の成り立ちというのは現実的には、今、直売所あれだけの大きさと2億円の売上げを上げていると今年も伺っておりますけれども、直売所はもともとは農家さんが集まって、それを、じゃ、直接売ってあげて農家さんの生活の足し、利益になればということで、その辺のところは伺っていたんですけれども、どうでしょうか。

例えば、地産地消といったときに、この地域経済の循環を活発にしていくということで、村の生産品、それで付加価値をつけていくという意味で、直売所が例えばそういうことで、今いろいろなものを販売してはいますけれども、方向性としてちょっと直売所について取り上げて、私も何度か言っているんですけれども、この村の公社ということも含めて、今まで農家さんのところ、元の成り立ちも含めて、その辺のところをきちんと強化していくということで、方向性とその方法として、何か具体的なことございますでしょうか。とっても心配でございます。ここが要だと私も思っているんですけれども、ぜひとも何かお話、もう一度伺えれば、ありがたいと思います。

○議長（菊地利勝）　産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕）　3 番議員さんにお答えをいたします。

村の産業振興センター、いわゆる直売所、それからたまちゃんでありますけれども、これらにつきまして、村の農畜産物をどう供給していくか、これらの地域の経済循環というものを最大限に希求したものが村づくり株式会社、村民出資の株式会社による運営を行いまして、村のものは村の中で循環させていくんだという考えの発露が、まさしくこの現在の形態でございます。

したがって、今後もこの方針の下、より村民に密着した、あるいは地域に密着した運営を進めていくことが肝要ではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝）　3 番。

○3 番（菊地厚德）　ありがとうございます。

2億円の売上げということではありますけれども、例えば100軒以上の農家さんが登録されておりますけれども、どうなんでしょう、一番売上げの上がっている方と

か、平均的な売上げとかいうのは具体的には、今、把握されておりますでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

各農家の出荷量、あるいは販売金額等につきましては、それぞれの個人の情報、あるいは経営の情報になりますのでお答えいたしかねますし、現在持ち合わせておりません。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

そうですね、個人情報ということで、今、伺ったところであれですけれども、いろいろ野菜についてもそうでしょうけれども、自分で持ち込むというのがなかなか大変のようなことも伺っておりますので、その辺のところも見えればなと思ったんですけれども、ありがとうございます。

それでは、続きを読ませていただきます。

今のこの直売所、村には直売所とたまちゃんということであるんですけれども、オリジナル品種の販売だけではなくて、有機栽培など付加価値が高くて農家の所得増になるという、これですね、これの売り先と消費者等の獲得ということ、先ほど今、直売所の話も伺ったんですけれども、この有機栽培についてですけれども、村では農福連携、そして再エネと一緒に合わせるということですが、私ちょっと荷物持ってくるの1つ忘れちゃったけれども、有機栽培の店舗というのがあちこち郡山にもあるんですけれども、ただ本当に小さいのと、それから、そこで地域で生産しているものではなくて、全国で取り寄せて有機栽培という形で店舗を成り立たせております。

そういう意味で、有機栽培の店舗に伺ったときに、これはチョコレートのお話でしたけれども、あるチョコレートのカカオを生産しているところで、その地域の方々の利益になるように、その利益のために特別にバターを使わないとか、そういう形でチョコレートを生産して、その方々に利益が行くようにという、福祉的な考え方でチョコレートを生産しているんだというチョコレートを買ってまいりました。口溶けが速いものでしたけれども。

そういった形で、福祉活動とかそういうボランティアの精神でなるというのは、とても農福連携ということに私は相性がいいと思うんですけれども、その辺のところ、ちょっと村長にお話伺っていただけるとありがたいんですけれども、いかがでしょうか。すみません。

質問の意味は、農福連携、再エネという形で、横堀平おつくりになるということなんですけれども、有機栽培、今ここで話はありましたけれども、有機栽培というのはそういう意味で、福祉とか、そういう形ととても相性がいいと思うんですけれども、例えば、農薬を使わない、自然に優しいということで、障害者の方もいろいろそれに直接、例えば農薬散布をするということもあるかもしれませんけれども、デジタルになった状況で、それは解消できるという考え方もあるかもしれませんけれども、でも

そこで生産されるものというのは健康によいということで、ある意味では福祉関係のこともそうですけれども、作業の工程とかそういうことも安全性も考えて、とてもいろいろな意味で福祉活動やなんかで有機栽培というのは結びついていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 3番議員さんにお答えいたします。

農福連携で、今ちょっと新聞に出ましたが、今回、当初予算に上げさせていただきました。前からいろいろとお話をさせていただきましたが、ハウスを中心として考えているので、有機栽培というのは高床式の、今一番先を行っているような形式になるのかなというふうに考えておまして、まだどういうものをつくるかとか、どういう方法で栽培をするかとかということは何も決まっていない。構想をつくる前の状態ですので、直接それと結びつけるのは少し今、現時点では難しいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚德） ありがとうございます。

難しいということでもございましたけれども、ぜひ有機、再エネ、いろいろ自然のことを考えたときに、トータルで考えるという一つの方向性としても、ぜひまたご検討お願いいたします。

それでは、先にまいります。

こちらでオリジナル品種の販売、それから有機栽培など付加価値が高く、農家の所得増となる売り先と消費者の獲得について伺うということで、もしプラスアルファで、今、やり取りの中であることございましたら、ぜひお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

まずオリジナル品種等の販売、それから有機栽培というふうな、付加価値というご質問でございますが、現在、村で取り組んでおりますのは、大玉産米のブランド化というふうなことで、これにつきましては産米の全体的な底上げを図っていくということで現在推進をしているところでございます。

有機栽培につきましては、あくまでこれは有機栽培が目的ではございませんで、付加価値を高める一つの手法というふうに考えてはございますが、現時点におきましては作業効率、生産効率、あるいは生産性の観点から、村全体として取組を進めていくということは難しいものというふうに考えてございますが、この中で付加価値を高めしていく一つの手法として有機栽培に取り組むというふうな生産者につきましては、今後、助成等についても支援を考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚德）　ありがとうございます。

有機栽培を否定的ではなくて助成も考えているということで、いろいろ方向性、いろいろお考えの方、農家さんにもいらっしゃると思います。ありがとうございます。

では次、3番目、村の基幹産業である農畜林業が元気になっていくということで、同じような内容にはなってしまうんですけども、地域の環境とか文化が守られ、人々が喜んで足を運んでいるということで、ぜひともトータルに美しい村ということも含めてですけれどもお話しいただければありがたいかと存じます。お願いします。

○議長（菊地利勝）　村長。

○村長（押山利一）　3番議員さんにお答えいたします。

ここで言われている農業文化とか、そういうものというのは当然農業を中心とした歴史的なものがありますので、我々の生活も文化も農業を基盤としていろいろと生まれてきたという歴史的な経過があります。

そして、やはり農業が持つもの、基幹産業でありますけれども、大玉村の魅力の一つである自然景観とか、そういうもの、それからあと、それから生まれてくる地域のコミュニケーションとか、そういうものも農業が持っている一つの力だというふうに感じておりますので、ほかの産業はそこで完結します、ある程度。そういう横の広がりとかというのが少ないということもありますので、農業は産業の中では特殊な産業だというふうに考えております。

ただ、私は農業は非常に大切なので、これからも支援していきますし、支えていきますというふうにお話をさせていただいているんですが、産業は農業だけではありませんので、やはり目指すところはバランスの取れた産業構成だというふうに考えております。そういうふうにしてバランスが取れたところで、いろんな社会的な変化、困難には対応できる、村づくりにとっては耐性を高める、いろんなものに対応できるようにするためには、やはりバランスの取れた産業構成というのが非常に大切だというふうに考えております。ただ、農業の特殊性というものは、これからはしっかりと守っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝）　3番。

○3番（菊地厚德）　ありがとうございます。

すみません、いろいろお話伺いまして。確かにバランスということもそうですし、農業自体は大事なことでありますけれども、そこで簡潔してしまうというお話でしたが、生産額の問題もあると思います。それで生活を支えるということもあるんですけども、どのような形、今、多様な働き方というもの私も考えながら、ここが農業なので、新しく企業誘致する、それもありますけれども、もともとある農業を一つ生活の収入の一部として、そこから考える。また、そこから何かという、そういう意味合いで農業は私もメインの収入ということではなくて考えております。土地と、それと景観ということで。ありがとうございました。

それでは、次の質問にまいらせていただきたいと思います。

今日のテーマでございますけれども、今日は最初に農福連携ということで、ある意味で今日からまたオリンピックが続いておりますけれども、ハンデです。ハンデがあるということで、福祉の方々、障害者ということで、ハンデを持った方々ということなんですけれども、ハンデはあっても、例えば、これから質問させていただくタブレットや何かもそうですけれども、道具を使って自分自身のハンデを克服するということもあるんですけれども、今回、ちょっと私も気になったのは、私自身が使っていて、なかなか、もともとあまり目がちょっと大変だったりして、パソコンを見ると疲れるなと思っていたんですけれども、このブルーライトの問題が取り沙汰されて、私も店舗に伺ってブルーライトを遮るフィルムをしているんですけれども、眼鏡がないかと思って、眼鏡がないんです。ブルーライトを遮断するだけ、もう置いてないと言われて、ちょっと大手さんだったんですけれども、それでちょっとびっくりして、これはどうなんだろうと思って、度の入った高齢者用の眼鏡とか、そういうのはあるんですけれども、とてもそういうところでいろいろ自在に、自分の体調に合わせて代えることは難しいのかなと思ったものですから、この質問をさせていただきました。

これは本当に自分のところと、その店舗を伺ってからということで発想というか、質問の項目に上がったものなんですけれども、ぜひお願いします。

1 番目でパソコンやタブレットは授業の中でどのように使用されているのかということで、ぜひ伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

日常的な利用として、教科書に紹介されている各種リンクに各自の端末からアクセスすることで、映像を見たり、最新情報に触れたりなど、学習に応用的に活用しております。

また、端末に導入しました学習支援アプリを利用し、従来のノート、鉛筆の代わりとして使用することはもちろん、単なる筆記用具としてだけでなく、画像や動画、音声をノートに貼りつけることができるようになったため、より創造的なノートとして活用しております。

教科ごとの一例を申し上げますと、国語や算数では、ドリル教材アプリで個別学習に取り組ませています。このアプリでは、学習履歴がクラウド上に保存されるため、従来の紙ベースドリル教材ではできなかった、自己の力に合った学習が繰り返しできるようになりました。

算数や数学では紙ベースでは表現や理解が難しい図形領域の教材について、3Dやアニメーション機能を使って分かりやすく表すことができ、児童生徒の理解を深めることにつながっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ありがとうございます。

図形とか、それから写真で物を見るというのは、とてもインターネットの場合には

豊富ですし、いろいろ助けになると思います。ありがとうございます。

それでは、2 番目です。

使用時間はどのぐらいなのか、学年による違いはどのようになるのかということで、今いろいろ調べられるということだったんですが、それを具体的にもしお分かりになればお願いします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

例えば、小学校では1こま45分になりますが、授業の中で端末をずっと使い続けていくということはなく、必要な学習場面で、必要な時間使用している状況にあります。基本的には30分ほど使い続けたら20秒以上画面から目を離して遠くを見るというルールを守りながら使用しているのが実態です。時間につきましては、学年が上に上がるほど端末に慣れてくることもあり、使用する場面も増えるため、小学校では学年が上がるほど使用する時間は多くなっていると思われます。

中学校では、学年による使用時間の違いはあまりないように思われますが、授業以外、例えば、文化祭や委員会活動等の中でも活用する時間が増えている状況にございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございます。

あれでしょうか、学校ですということもそうなんですけれども、自宅や何かで自分でタブレットがあって、どなたもお持ちだと思えるんですけれども、そういう指導というのは具体的にはどうなんでしょうか。その辺もしお分かりになれば。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

先ほども答弁の中でお話ちらっとしましたが、基本的には健康に留意しながら使っていただくということで、家庭のほうにも協力と呼びかけております。目を画面から30センチ以上離してよい姿勢で使うと、それから30分に1回は20秒以上画面から目を離して遠くを見ると、そういうような形で家庭のほうにも協力のほうを呼びかけている状況です。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございます。

本当にいろいろ、これは個人差の問題ですし、それぞれ勉強するという意味で一生懸命勉強されているお子さんもいらっしゃると思いますので、なかなかその辺に規制を入れるというのは難しいと思いますけれども。

それでは3 番、質問させていただきます。

パソコンやタブレットを使用するときブルーライト、これは光を抑える眼鏡など、対策として、私伺っているいろいろ回ってみたんですけれども、学校のほうでは実際にはど

んな対策、今、使用の方法については伺ったんですけれども、ハードをどういうふう  
に扱っているかということをご伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

ブルーライトの件につきましてであります。文部科学省が策定しました児童生徒  
の健康に留意して I C T を活用するためのガイドブックによりますと、「ブルーライ  
トについては、目の疲れなど、目に対する影響が議論されておりますが、ブルーライ  
トが目に障害を及ぼすのか、ブルーライトを防止する必要があるのかどうか、医学的  
な評価が定まっていないのが現状です」とされております。

このことから、明確な対策について示されていない状況にあり、ブルーライトをカ  
ットする眼鏡などの対策は実施していない状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございます。

これは個人差があるというのはいろいろな状況であるのかもしれませんが、  
私自身は、何かすごく目については非常に疲れたりとか、そういうことがありました  
ものですから、ちょっと書き方があれかもしれませんが、評価が定まっていな  
いということでお伺いしましたので、その辺のところ認識をさせていただきたいと思  
います。

次、4 番お願いします。

パソコンやタブレットから出るブルーライトについて、今、どのようなということ  
ですけれども、その辺のところトータルに対策も含めてですけれども、印象という形  
で私、話をしてしまいましたけれども、ぜひお話しいただければ、お願いします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

ただいま答弁させていただきましたとおり、医学的な評価が定まっていない現状に  
あり、国からも明確な対策というのは今のところ示されておられません。今後、国等  
における最新の科学的知見などの情報に注視しながら、必要に応じて対応してまいりた  
いと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございました。

今回は、いろいろ事件が起こったり、忙しい中であれだったんですけれども、ちょ  
うど農福連携、それから公社の話もあったりして、それについて何かいろいろ考えら  
れればと思ったんですけれども、私、結局は自分の身近に携わった農業ということで  
考えてまいりましたので、その辺のところと言うと、一番自分の中で考えているのは、  
四里四方の物を食べると健康であるという、それが自分の中ではいつもモットーにし  
ております。有機栽培に限らないんですけれども、そのベースにある考え方は、旅し

て生水飲むなどか、そういうことはおなかを壊すということで、それは微生物であります。その四里四方という考え方も、それを健康だというのは、つまりおなかがいいということで、そのことについて考えろという、昔ながらのことだと思います。そういう意味で、輸入品や何かもちろんありますけれども、地産地消ということを大事に、私自身もそうですけれども、地元の物を食べ、それからいろいろ考えながら、今後も皆さんといろいろな検討することになればありがたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 以上で、3番菊地厚德君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時5分といたします。

（午前10時46分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第1号「令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（12月専決①）」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第2号「令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（12月専決②）」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第4、議案第3号「令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて(1月専決)」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番(本多保夫) この専決は大変いいものだと感じております。

その中で、この運送業者に対する支援、また、宿泊事業者に対する支援、この520万円なんですが、この運送業、該当する会社は何社なのか、また、その配分はどのようにして行われたのか。それから、宿泊業者、これは通常言われている旅館業だけなのか、それともホテルも村の場合は点在しておりますが、そちらのほうも該当しているのかお伺いします。

○議長(菊地利勝) 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長(菅野昭裕) 4番議員さんにお答えをいたします。

今般の燃料高騰対応運送宿泊事業者等応援金でございますけれども、まず一般貨物自動車運送業につきましては、事業用車両の稼働台数によって、その応援金の額を定額で定めているものでございます。

これにつきましては、50台以上が応援金として100万円、30台以上50台未満が80万円、10台以上30台未満が40万円、10台未満が20万円という応援金を定額で定めているというものでございます。

また、自動車運転代行業につきましては一律10万円。

宿泊業につきましては、旅館、ホテルを対象にいたしておりまして、これは今までの旅館、ホテルに対する事業者と同じく、点在するいわゆるロードサイドのホテル等は対象にいたしておりませんで、宿泊、それからホテルを、いわゆるホテル宿泊業を対象としているというものでございまして、収容人員が50人以上が25万円、20人以上50人未満が15万円、20人未満が5万円という対象としているところでございます。

以上であります。

○議長(菊地利勝) ほかにございませんか。11番。

○11番(押山義則) 11ページの子育て世帯への臨時特別給付に要する経費の380万円について、参考のために伺いたいのですが、これ子どもの数38人と理解するんですが、よろしければ世帯数がどれだけあるのか、(不規則発言あり)聞き取れませんか。

(「マイク入っていないのかな」という声あり)

○11番(押山義則) 改めて、質問を申し上げます。

11 ページの子育て世帯への臨時特別給付に要する経費の380万円でございますが、これ子どもの数は、この額からいうと38人と理解するのですが、よろしければ世帯数、何世帯なのか参考のためにお聞かせ願いたいです。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11 番議員さんにお答えいたします。

世帯数につきましては15世帯となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第4号「大玉村村営住宅管理基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11 番。

○11 番（押山義則） この大玉村村営住宅の管理基金条例、改めてこの基金の必要性を伺いたいんであります。一般会計から分離する理由、これ準備基金なんだと思いますが、しなければならない理由は、改めて伺っておきます。

それから、基金活用の範囲であります。住宅の維持管理とか修繕準備とあるが、これはどういう形で活用されるのか、それを改めて確認しておきます。

それから、この基金高の目標を伺いたいんであります。現在、管理している軒数、57戸で間違いはないのか。残高はどれぐらい目標とされているのか。その点伺います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11 番議員さんにお答えいたします。

まず基金の必要性、背景でございますが、村では現在、特定公共賃貸住宅を8戸、災害公営住宅を59戸維持管理しております。これらの住宅につきましては、築年数がこれまでは浅かったということで、大きな修繕等は伴ってまいりませんでした。しかし、

今後は住宅の劣化等による修繕が同時期に発生してくるという状態になってまいりますので、基金によりまずその財源を確保し、積み立てていくといったものでございます。

また、もう一つ背景にありますのは、村では安全で快適な村営住宅等を長期にわたって安定的に確保していくために、公営住宅等長寿命化計画を令和2年12月に策定したところでございます。今後この計画によりまして、更新コストの削減と事業量の平準化を図ってまいりたいと考えておりますので、今は基金によりしっかり積み立て、財源確保していきたいといったものでございます。

どういった形で活用するのかということでございますが、長寿命化計画、令和2年12月に策定しておりまして、とっそく10年間の修繕計画を立ててございます。これは長期的に見ては30年を見越しての計画になりますが、とっそく10年で何をやるべきかという計画を立ててございます。

そこで求められましたのは、まず特定公共賃貸住宅の、ここ10年でやらなきゃいけないのは、外壁改修をやらなきゃいけないということでございます。ですので、令和4年度の当初予算に計上、上程させていただきましたが、まずあたら西部団地の2棟4戸につきまして外壁改修を行いたい。また、その2年後、令和6年度頃には、今度、西庵住宅の2棟4戸の外壁改修を行っていききたいと、そのような計画でおります。

あと管理戸数でございますが、今ほど申し上げました特定公共賃貸住宅は8戸、災害公営住宅は59戸の管理となつてございますので、ご理解いただければと思います。

基金の目標ですが、今時点では中長期的な計画の基金の目標というのは、まだ策定してございません。とっそく今次定例会におきまして、令和3年度補正予算に1,500万円、令和4年度当初予算に500万円を計上、上程させていただいております。

基本的な考え方としましては、今、歳入としまして、住宅使用料、家賃収入と、あと国からの補助金で歳入がなつてございます。それに年間の維持管理に要する経費、また事務に携わる職員の人件費を差引きまして、その残った額を基金に積み立てるということを基本にしつつ、長寿命化の年次計画も見据えながら、今後、目標の基金積立てを精査、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、議案第5号「大玉村農業サポートセンター設置条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番（本多保夫） 第5条の3番になりますが、その他村長が必要と認める業務、具体的に考えられるものはどういうものか、村長にお聞きします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

現時点で必要と認める業務、特定のものを想定しているものではございません。第5条第1項1号、2号以外の業務について、その際に判断をするということで、こちらの第3号を設けているものでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第6号「大玉村部設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第7号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） この職員の派遣先は、大玉村農業振興公社ということですが、この振興公社の運営体制はどのように考えておられるのか、お答え願えれば。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えをいたします。

一般社団法人ですので、約款に基づいて役員が決まっております。理事長を置く、それから常務等について置くことができる。現時点で考えているのは、理事長1名、これこの前もちょっとお話ししましたが、副村長を理事長として当初運営を進めていくということで考えております。これは法人ができる段階で決めることなので、予定と、村としてはそのように考えていると、主体性がありますので。

それからあと、当面、専務、常務等については置かないと、職員を2名派遣する予定でおります。事務局長、役場の課長職1名を事務局長として派遣、それから職員を1名派遣、公社のほうで採用する会計年度任用職員、これは経理を、事務を担当するようになりますが1名、これは直接雇用になります。

それから、立ち上がった後、そう期間を置かずに農協のほうから1名派遣がされる予定でおります。当初はその体制で運営をしていきたいというふうに。シルバー人材センター、社団法人を立ち上げるのには、会員と言われる構成メンバーが、2つ以上法人が必要になりますので、大玉村とシルバー人材センター、この2法人で社団法人をまず立ち上げ、その後、農協が加わるという形になろうと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 確認であります。この現行の条例の中には、このアのところで「任命者を同じくする」云々とあって、「1年以上である」という、このことが削除されるわけであり。ということは、1年いなきゃ駄目だとかということもなくするというように解釈していいということですね。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 10番議員さんにお答えします。

今おっしゃったとおり、1年以上というのを緩和して、それに満たなくても対象になるというような条例であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第11、議案第10号「大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、議案第11号「大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 2ページなんですけれども、この改正後、改正前もそうなんですけれども、第1種電柱、第2種電柱、3とあるんですが、これはどういう種類のこと言うのか、お知らせください。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱、また、その電話柱の区分でございますが、これは単純に電線と考えてもらって結構でございます。

第1種電柱の場合は3条以下の電線を支持するもの、その電柱でございます。第2種電柱につきましては、4条または5条の電線を支持する電柱といったものです。第3種電柱につきましては、6条以上の電線を支持する電柱、または電話柱といったことになります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 第何条というのがよく分からないです。大体において。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 大変失礼しました。

5番議員さんにお答えします。

何条というのは、電線何本とお考えになって結構でございます。

以上でございます。

1種は3本以下、2種は4本から5本、あと3種につきましては6本以上、そう理解いただいて結構でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第13、議案第12号「大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） この条例は、消防庁より示されたということでございますが、これはいつ示されたのか。それから、この改正について近隣自治体との調整はどのよう

になっているのか確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回、消防隊員の処遇改善につきまして、消防庁より通知がありましたのは令和3年4月でございます。

また、近隣市町村との整合でございますけれども、福島県消防協会として共に活動している本宮支部、消防協会の本宮支部として共に活動している本宮市消防団とは同様の改善内容となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第14、議案第13号「アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） 確認のためなんですが、この指定管理者に管理を行わせる施設の名称、これ書き換えと理解してよろしいのか。4月1日から3月31日までが期間でございます。施設の名称は、あだたらの里おおたま観光レクリエーション施設、アットホームおおたまであります。これらの施設の全体のことと併せて今までも指定管理されていたと思うのですが、その確認であります。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

今般の指定管理者の指定につきましては、今期、現在の指定管理者の指定が3月

31日をもって満了するというに伴うものでございまして、施設につきましては、アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設、現在と変わらないものについて、再度指定管理者として指定をしていくという内容でございまして、これにつきましては、大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条に基づきまして、現在の指定管理者を期間の満了に伴い引き続き指定する場合については、この手続条例にのっとり指定を、議会の議決をいただきながら指定をしていくという内容でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「議長、5番」という声あり）

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 私は、この議案13号に対して反対いたします。

○議長（菊地利勝） 討論を必要としますか。

今の時期でというのは、ちょっと議事が進んでいたもので、ちょっとお待ちください。事務整理します。

暫時休議します。

（午前11時35分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時45分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。5番。

○5番（松本 昇） それでは、議案13号の件について反対意見を述べさせていただきます。

本案に対しまして反対の意見を申し上げます。

アットホームおおたま及びあだたらの里観光レクリエーション施設は、村民の保養、健康増進、併せて一般観光客の利用のための休養施設として設置されています。その上で、公設民営化によるおおたま村づくり株式会社が指定管理を受け、管理運営を行っております。

しかし、指定管理になってから、次の2点において特に問題があると考えます。

第1点目は、サービスの低下があります。村民からサービスの点で私にも多くの苦情が寄せられています。また、従業員の接客もよくないとも聞いております。中には、これなら村職員でやってほしいという声もありました。

後でいろいろあったことを申し上げますが、第2点目として、指定管理制度のメリットが、形として見えてこない点であります。制度の目的の主な一つに経費の節減であります。大玉村において、経費は以前より多くの支出をしており、制度のメリットはない現状と言えます。さらに、コロナ禍の影響はあるものの、民間会社としてのノウハウを生かした最大の企業努力がなされていないのであります。

これらのことから、おおたま村づくり株式会社の管理運営は、公設民営化としての指定管理制度の趣旨にふさわしくないものと言わざるを得ません。よって、本案に反対するものであります。

議員各位のご理解と、趣旨にご賛同いただく反対意見といたします。

以上です。

先ほど申し上げましたが、サービスが悪いというのは送迎です。利用するに当たって送迎が、前は、村でやっているときは3人、4人でもマイクロバスとか何かで迎えに来てくれました。今は、10人以上でないと来ないと、こういう話もあります。私たちもそういう経験あります。そのほか、夜の宴会時間、これがコロナ禍の前でも8時半に終わってくださいとか、8時に終わってくださいとか、そういう会議が何回もありました。利用するたびに、何だこれからだというお話もいただきます。それでは今までどおりと違うなど、村でやってもらいたいという話も大分いただいております。

あと、老人クラブで参加したときなんですけれども、宴会場、これはコロナになる前ですけれども、2泊3日の湯湯治、各老人クラブもやっているんです。うちらほうは、遠くさ行きたくても行けないんです。生き物がいたり。やっぱりアットホームだと、夕方行って、そして、宴会をやって朝帰ってきて、俺もそうなんです、そういう生き物を預かっていると遠くさ行けない。そうすると参加できない。ますます人数が少ないと。そういうことで、6人しか出席できなかった湯湯治ありました。そのときに、本当は夜宴会できると思ったのね。宴会場で。カラオケもやったり。そうしたら、夕方になって、7人以上じゃないと大広間ですか、そこは貸せないんだという話になって、何だということになって、これじゃ来たって面白くないなということで、1泊目は何とか我慢して、食堂の畳の上で、あそこでやりました。2日目はどうすっぺということになって、フロントから話がありました。1人分7,000円を出してもらえれば宴会場を使えますよということが示されました。お膳も取らないのに7,000円、カラオケとか何かやっちな。それで、じゃ、分かったと、7,000円出しますからやらせてくださいと、そういう経験があります。これでは民営化に任せてもちょっとあれだと。

それから、コロナに入ってしまった、我々アットホーム、老人クラブでは利用しておりません。そういう点もいろいろあります。そういうことで村民の方からの声が届

いておりますので、私は、このあれに対して反対の意見を述べさせていただきました。  
ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 次に、原案に賛成者の討論を許します。11番。

○11番（押山義則） アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について、これは賛成する立場から討論させていただきます。

このアットホーム、それからあだたらの里おおたま観光レクリエーション、これは大玉村の目玉政策として、今それぞれ活動していただいております。確かに、このコロナ禍の中、いろいろ厳しい状況の中で、いろんな苦勞ある中、それぞれ努力されている姿は、私どもも認めるところであります。大変な状況の中にありますが、それぞれ運営にやっぱり基準を置いて努力をされていると思うと私は考えております。

今後とも今までの経験を生かして、これまでの運営された方々に、また改めて大玉村の村民の利益のために頑張ってくださいことを期待申し上げながら、今回のアットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について、また継続して指定いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、私の賛成討論といたします。

よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） ほかに討論はございませんか。（なし）

ほかに討論がないようですので、これで討論を打ち切ります。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（菊地利勝） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時54分）